



紫陽花

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 眞二

〒567-0827
茨木市稲葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

6月

(水無月) JUNE

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	15	29
金	16	30
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

6月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月12日 | 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告(法
人税・消費税等) 6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届(市町村役
場に提出) 6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消
費税等の中間申告(年3回の
場合) 6月30日 | |

ワンポイント 郵便料金の見直し

52円だった通常はがきの料金が、6月から62円に引き上げられます。これに伴い往復はがきは124円になります。ただし年賀はがきは52円のまま据え置かれます。また、定形外郵便と、ゆうメール料みに規格外料金が新設され、ともに長辺34cm、短辺25cm、厚さ3cm、重量1kgのいずれかでも超えると規格外となります。

保険の種類と 課税・非課税

保険には様々な種類があり、十分に理解しないまま加入しているケースも多いようです。

そこで、今回は保険の種類と税の課非区分を整理してみます。

I 保険の分類と特徴

1 保険の分類

保険業法では、図表1のように保険を生命保険固有分野（いわゆる第一分野の保険）、損害保険固有分野（いわゆる第二分野の保険）、生命保険・損害保険のどちらともいえない分野（第三分野の保険）として、三つに大別しています。

(1) 「生命保険」とは、人の生存または死亡に関してあらかじめ約定された金額を支払う保険のことで、生命保険会社のみが引き受けることができます。

(2) 「損害保険」とは、一定の偶然な事故によって生じた損害額にに応じて保険金を支払う保険のことで、損害保険会社のみが引き受けることができます。

(図表1) 3つの保険の種類

	生命保険 (第一分野)	損害保険 (第二分野)	傷害保険・ 医療保険など (第三分野)
保険取扱い	生命保険会社	損害保険会社	生命保険会社 及び 損害保険会社
保険事故	人の生存・ 死亡	偶然な事故	傷害・ 疾病など
保険金支払い	定額払い	実損払い	定額払い 及び 実損払い

(3) 「第三分野の保険」とは、生命保険、損害保険のいずれにも当てはまらない保険のことをいい、生命保険会社、損害保険会社の双方で取り扱うことができる保険です。

具体的には、「傷害保険」や「医療保険」などがあります。

(1) 2 分類別特徴

① 定額払い

あらかじめ約定された金額を支払う方式で、値段を付けることができない人体に関する生命保険、傷害保険、医療保険等に適用されています。

② 実損払い

実際に被った損害額を支払う方式で、損害保険は、損害により不当な利益を得ること（いわゆる焼け太り）を防ぐという考え方に基づいています。

(2)

生命保険会社と損害保険会社は第一分野の保険と第二分野の保険を兼営することが認められています。第三分野の保険はそれぞれ引き受けることができます。

(3) 第三分野の保険の分類

保険金の支払い方法により二つに区分しています。

具体的には、ケガや病気による入院・通院等のために実際に支出した費用を補償する「傷害疾病損害保険契約」、ケ

ガや病気によって入院・通院等をした場合に契約時に定められた一定額を支払う「傷害疾病定額保険契約」として区分けしています。

以上から、保険業法では、図表2のように「損害保険契約」「傷害疾病損害保険契約」「生命保険契約」「傷害疾病定額保険契約」の四種類に保険を分類し、それぞれの契約関係で規定されています。

(図表2) 契約関係による分類

	人保険		物(財産) 保険
	生命	その他 (傷害・疾病)	
損害保険	—	傷害疾病 損害保険契約	損害保険契約
生命保険	生命保険契約	傷害疾病 定額保険契約	—



II 保険金と税金

1 生命保険と税金

満期・死亡保険金を受け取った場合は、所得税、相続税、贈与税のうちいずれかの課税が行われますが、誰が保険料を負担し、誰が保険金を受け取ったか、また、被保険者は誰なのかによって図表3のようになります。

2 損害保険と税金

(1) 非課税

事故により支払われる図表4の保険金は、所得税法上、非課税となります。

(2) 課税

死亡保険金については、図表5のように相続税や贈与税等が課税されます。

(参考・日本損害保険協会HP)

(図表3) 保険金と課税関係(一時金で受け取った場合)

保険金	契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	対象となる税金の種類
死亡保険金	夫	夫	相続人	相続税(保険金非課税の取扱い有り)
	夫	夫	相続人以外	相続税(保険金非課税の取扱い無し)
	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	夫	妻	子	贈与税
満期保険金	夫	—	夫	所得税(一時所得)(年金受取は雑所得)
	夫	—	妻	贈与税

(図表4) 非課税となる保険金

自動車保険	対人賠償保険	対人事故により支払われる保険金
	対物賠償保険	対物事故により支払われる保険金
	人身傷害保険	①損害賠償的要素の保険金 被保険者の死亡・後遺障害・傷害に対する保険金のうち、加害者の過失による部分
		②傷害保険的要素部分の保険金 被保険者の過失による部分として支払われる後遺障害保険金・医療保険金
	搭乗者傷害保険	被保険者が受け取った後遺障害保険金・医療保険金
	無保険車傷害保険	無保険車による事故により被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る保険金
	自損事故保険	被保険者が受け取った後遺障害保険金・医療保険金
車両保険	車両事故により被保険者に支払われる保険金	
火災保険	火災・爆発などの事故により支払われる保険金	
傷害保険	本人または家族の傷害により受け取った後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金など	

(図表5) 課税される死亡保険金

自動車保険 (人身傷害保険、搭乗者傷害保険のうち被保険者自身の過失部分)	被相続人が保険料を負担している場合	保険金を受け取った者が、①被保険者の相続人である場合は相続により、②被保険者の相続人以外の場合は遺贈により、保険金を取得したものとみなして相続税が課税されます。
	保険金受取人が保険料を負担している場合	所得税法上の一時所得として取り扱われ、他の一時所得と合算して所得税が課税されます。
	第三者が保険料を負担している場合	保険金を受け取った者が第三者から贈与を受けたものとみなされ、贈与税が課税されます。
傷害保険	被保険者が保険料を負担している場合	保険金を受け取った者が、①被保険者の相続人である場合は相続により、②被保険者の相続人以外の場合は遺贈により、保険金を取得したものとみなして相続税が課税されます。
	保険金受取人が保険料を負担している場合	所得税法上の一時所得として取り扱われ、他の一時所得と合算して所得税が課税されます。
	第三者が保険料を負担している場合	保険金を受け取った者が第三者から贈与を受けたものとみなされ、贈与税が課税されます。

不動産所得の収入計上時期

不動産所得とは、土地や建物などの不動産の貸付けなどを行ったときの所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除きます)をいいます。

不動産を賃貸したことにより収受する家賃、地代、更新料などは、その金額を不動産所得の総収入金額に算入しますが、その収入に計上すべき時期は、原則として次のとおりとなります。

1 地代・家賃、共益費など

その支払方法についての契約内容により原則として次のようになります。

- (1) 契約や慣習などにより支払日が定められている場合は、その定められた支払日
- (2) 支払日が定められていない場合は、実際に支払を受けた日

ただし、請求があったときに支払うべきものと定められているものは、その請求の日

- (3) 賃貸借契約の存否の係争等(未払賃貸料の請求に関する係争を除きます)に係る判決、和解等により不動産の所有者等が受け取るようになった係争期間中の賃貸料相当額については、その判決、和解等のあった日

なお、賃貸料の額に関する係争がある場合に、賃貸料の弁済のために供託された金額については、(1)又は(2)に掲げる日

2 上記以外のもの

家屋や土地を賃貸することにより一時に受け取る権利金や礼金は、貸し付ける資産の引渡しを必要とするものは引渡しのあった日、引渡しを必要としないものは契約の効力発生の日、の収入に計上します。名義書換料、承諾料、頭金などの名目で受け取るものについても同様です。

また、敷金や保証金は本来は預り金ですから、受け取っても収入にはなりません。返還を要しないものは、返還を要しないことが確定した日にその金額を収入に計上する必要があります。

再発行した受取書に収入印紙の貼付は必要か？

得意先に商品を販売し、代金を受領した際に受取書を交付したものの、得意先がその受取書を紛失してしまい、得意先からの要請を受けて受取書を再発行したようなケースにおいて、再発行した受取書に改めて収入印紙を貼付する必要はあるのでしょうか？

この点、金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいいます。そのため、金銭の受領が1回であっても、その受領事実を証明する目的で作成したものであれば、第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)に該当します。したがって、再発行した受取書についても第17号文書に該当することになり、収入印紙の貼付が必要となります。なお、納税義務者は、再発行を要請した得意先ではなく、受取書の作成者となります。

NISA 金融機関を変更するときの手続き

非課税口座を開設する金融機関を変更するには、まず、非課税口座を開設している金融機関に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出し、その金融機関から「非課税管理勘定廃止通知書」の交付を受けます。そして、新たに非課税口座を開設して非課税管理勘定を設けようとする金融機関に、「非課税口座開設届出書」と「非課税

管理勘定廃止通知書」を提出することで、書類を提出した金融機関に非課税口座を開設することができま

す。なお、金融商品取引業者等変更届出書は、他の金融機関の非課税口座に非課税管理勘定を設けようとする年の前年十月一日からその年の九月三十日の間に提出する必要があります。